

# 「公共工事の品質確保に関する法律」を 踏まえた北陸地方整備局の入札・契約について

平成29年8月

※今年度の変更点については、赤文字で記載しています。

# 発注金額別の入札契約方式(イメージ)

【工事】

発注金額	入札方式	総合評価落札方式 (実施イメージ)		施工体制 確認型
7.4億円	一般競争入札 (政府調達協定対象)	技術提案評価型	施工能力評価型	予定価格が 1千万円超過 (H19.4～)
3億円	【本官】 一般競争入札			
	【分任官】 一般競争入札			

※原則、全ての工事を対象に一般競争を適用。  
 災害復旧工事等で、緊急に発注しなければならない場合は除く。  
 H28.4からWTO対象金額が6億円以上→7.4億円以上に変更

# 総合評価落札方式(二極化)

		施工能力評価型		技術提案評価型			
		企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、企業・技術者の能力等で確認する工事	企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、施工計画を求めて確認する工事	施工上の特定の課題等に関して、施工上の工夫等に係る提案を求めて総合的なコストの縮減や品質の向上等を図る場合	部分的な設計変更を含む工事目的物に対する提案、高度な施工技術等により社会的便益の相当程度の向上を期待する場合	有力な構造・工法が複数あり、技術提案で最適案を選定する場合	通常の構造・工法では制約条件を満足できない場合
提案内容		施工計画		施工上の工夫等に係る提案	部分的な設計変更や高度な施工技術等に係る提案	施工方法に加え、工事目的物そのものに係る提案	
評価方法		実績で評価	優・良・可・不可の4段階で評価(点数化)	点数化			
ヒアリング		実施しない	必要に応じて実施(施工計画の代替も可)	WTO対象工事は必須※1、それ以外は必要に応じて実施	必須		
段階選抜		実施しない	ヒアリングの適用に際し必要に応じて実施	WTO対象工事は必須※2、それ以外は必要に応じて実施	必須※2		
予定価格		標準案に基づき作成		標準案に基づき作成	技術提案に基づき作成		
		II型	I型	S型	AIII型	AII型	AI型
← 施工能力を評価する				← 施工能力に加え、技術提案を求めて評価する →			

※1) 段階選抜の実施方法が確立するまでは、段階選抜を試行する工事では試行的に実施する  
 ※2) 段階選抜は引き続き試行で実施する

# 総合評価落札方式のタイプ別評価項目、配点及び加算点

評価項目	施工能力評価型		技術提案評価型		
	Ⅱ型	Ⅰ型	S型 (WTO以外)	S型 (WTO)	A型
企業の施工能力等	20点	20点	15点	15点	20点
同種工事の施工実績	5	5	6	9	10
工事成績	5	5	5	6	6
成績優秀企業 (工事成績優秀企業、又はICT活用工事成績 優秀企業の認定の有無)	1	1	1		1
優良工事表彰	2	2	2		2
安全管理優良請負者表彰	1	1	1		1
情報化施工技術の活用	1	1			
新技術に対する取り組み	1	1			
地域精通度・地域貢献度	(4点)	(4点)			
地域精通度	1	1			
地域貢献度	3	3			
配置予定技術者の施工能力等	20点	20点	15点	15点	20点
同種工事の施工実績	8	8	6	9	8
工事成績	8	8	6	6	8
優良工事技術者表彰等	3	3	3		4
継続教育(CPD、CPDS)の取り組み状況	1	1			
施工計画、技術提案	—	10点	30点	60点	70点
加算点合計	40点	50点	60点	60点※	70点※

注記：地域精通度・地域貢献度は、企業の施工能力等の中で評価。

※：総合評価の加算点

# 評価項目(評価基準と加算点)1/7

評価の 視点	評価項目	評価基準	加算点(点)				
			施工能力評価型		技術提案評価型		
	評価内容		II型	I型	S型	S型 (WTO)	A型
<b>(1)企業の施工能力</b>							
<b>①同種工事の施工実績</b>							
	過去15ヶ年に元請として完成した同種工事の施工実績	より同種性が高い施工実績(S)	5	6	9	10	
		同種性が認められる施工実績(A)	3		5		
		同種性が認められる施工実績(B)	0		1		
<b>②工事成績</b>							
	北陸地方整備局発注工事(港湾空港関係事務に関することを除く。)における過去4カ年度の工事種別と同じ工事の工事成績評定点の平均点。(小数第1位四捨五入)JV時及び単体時の工事成績を評価の対象とする。  ※競争参加資格が「一般土木C・Dランクのみ」の場合 北陸地方整備局発注工事(港湾空港関係事務に関することを除く。)における過去4カ年度の一般土木工事の工事成績評定点の平均点(小数第1位四捨五入)、又は過去2カ年度の維持修繕工事の工事成績評定点の平均点(小数第1位四捨五入)のうち、いずれか高い方。JV時及び単体時の工事成績を評価の対象とする。  上記、同種工事の施工実績とした工事のうち、国土交通省(港湾空港関係事務に関することを除く)所掌の工事(旧地方建設局及び旧北海道開発局の所掌工事を含む)又は、沖縄総合事務局開発建設部の所掌の工事における工事成績評定点。 JV時及び単体時の工事成績を評価の対象とする。	78点以上	5				
		76点以上78点未満	4				
		74点以上76点未満	3				
		72点以上74点未満	2				
		70点以上72点未満	1				
		65点以上70点未満又は北陸地方整備局の成績なし	0				
		65点未満	-5				
	上記、同種工事の施工実績とした工事のうち、国土交通省(港湾空港関係事務に関することを除く)所掌の工事(旧地方建設局及び旧北海道開発局の所掌工事を含む)又は、沖縄総合事務局開発建設部の所掌の工事における工事成績評定点。 JV時及び単体時の工事成績を評価の対象とする。	78点以上				6	
		74点以上78点未満				3	
		74点未満又は左記発注機関以外の成績又は成績なし				0	
<b>③成績優秀企業</b>							
	北陸地方整備局発注工事(港湾空港関係事務に関することを除く)における過去2カ年度(認定年度)の工事成績優秀企業、又は北陸地方整備局発注工事(港湾空港関係事務に関することを除く)における過去2カ年度(認定年度)のICT活用工事成績優秀企業の認定を受けている場合、評価する。(なお、いずれも認定を受けている場合は、重複した評価は行わない)。 JVの場合は、構成員のうち出資比率が20%以上の1社が有していれば評価する。ただし、認定を受けた翌日から技術資料の提出期限日まで、文書注意及び警告、指名停止の措置を受けた場合は加算しない。	認定あり	1			1	

# 評価項目(評価基準と加算点)2/7

評価の 視点	評価項目	評価基準	加算点(点)						
			施工能力評価型		技術提案評価型				
	II型		I型	S型	S型 (WTO)	A型			
	④優良工事表彰								
	北陸地方整備局発注工事(港湾空港関係事務に関するものを除く)における過去2カ年度(表彰年度)の優良工事表彰の有無 JVの場合は、構成員のうち出資比率が20%以上の1社が有していれば評価する。JVで表彰を受けた場合は、出資比率が20%以上の構成員の単体は、評価として認める。ただし、表彰を受けた翌日から技術資料の提出期限日までに、文書注意及び警告、指名停止の措置を受けた場合は加点しない。	局長表彰有り		2				2	
事務長表彰有り			1				1		
※局長表彰と事務所長表彰を重複表彰した場合は、局長表彰の2点のみとする。									
	⑤安全管理優良請負者表彰								
	北陸地方整備局発注工事(港湾空港関係事務に関するものを除く)における過去2カ年度(表彰年度)の表彰の有無 JVの場合は、構成員のうち出資比率が20%以上の1社が有していれば評価する。JVで表彰を受けた場合は、出資比率が20%以上の構成員の単体は、評価として認める。ただし、表彰を受けた翌日から技術資料の提出期限日までに、文書注意及び警告、指名停止の措置を受けた場合は加点しない。	表彰有り		1				1	
	⑥情報化施工技術の活用								
	当該工事における情報化施工技術の活用の有無。 <b>マシンコントロール・マシンガイダンス(バックホウ)技術を使用する場合に評価する。</b>	情報化施工技術を活用する場合		1					
		※「新技術に対する取り組み」において評価される情報化施工技術以外の技術を加点対象とする。							

# 評価項目(評価基準と加算点)3/7

評価の 視点	評価項目	評価基準	加算点(点)					
			施工能力評価型		技術提案評価型			
	評価内容		II型	I型	S型	S型 (WTO)	A型	
	⑦新技術に対する取り組み(当該工事への新技術等の適用)							
	当該工事全体におけるNETIS登録技術等の使用の有無。 なお、設計図書で工法が指定されている部分、新技術の採用を条件明示している工種については、提案の対象外とする。また、見積もり参考資料に記載されている新技術についても、提案の対象外とする。	NETIS登録「-V」及び「-A」技術で活用による効果が見込まれる。	1					
		当該施工県認定技術を活用し、効果が見込まれる。 (NETIS登録技術は評価しない)	1					
		当該工事に合致していない	0					
		複数の提案の場合は評価の高い点を加算する。						
	⑧地域精通度(地理的条件)							
	管内(地域内)における本店所在の有無		1					
	⑨地域貢献度(災害時等における活動実績)							
	地域貢献度【A】  〇〇地域における、過去2カ年度の災害時等における緊急復旧工事の実績、除雪作業の活動実績、又は災害対策用機械等の運営管理等の活動実績、災害時等における緊急対応を明記した協定、契約の直接締結の有無。 JVの場合は、構成員のうち出資比率が20%以上の1社が実績又は協定、契約の直接締結を有していれば評価する。 JVで実績又は協定、契約の直接締結を有している場合は、出資比率が20%以上の構成員の単体は、評価として認める。	国土交通省所掌の災害時等における緊急復旧工事又は除雪作業の活動実績有り	3					
		国(国土交通省以外)、県、市町村及び高速道路(株)所掌の災害時等における緊急復旧工事又は除雪作業の活動実績有り	2					
		国、県、市町村及び高速道路(株)所掌の災害時等の現場作業を伴う緊急調査業務の活動実績有り	2					
		北陸地方整備局との契約又は協定に基づき災害時等の現場作業を伴う災害対策用機械又は電気通信機器の運営管理、資機材運搬の活動実績有り	2					
		国土交通省と協定、契約の直接締結あり	1					
		その他	0					
		地域貢献度【B】  〇〇地域外における過去2カ年度の災害時等における緊急復旧工事の実績、除雪作業の活動実績、又は災害対策用機械等の運営管理等の活動実績。 JVの場合は、構成員のうち出資比率が20%以上の1社が実績を有していれば評価する。 JVで実績を有している場合は、出資比率が20%以上の構成員の単体は、評価として認める。	北陸地方整備局との契約又は協定に基づき災害時等における緊急復旧工事又は除雪作業の活動実績有り	1				
		北陸地方整備局との契約又は協定に基づき災害時等の現場作業を伴う災害対策用機械又は電気通信機器の運営管理、資機材運搬の活動実績有り	1					
		複数の活動実績があっても、【A】【B】それぞれにおいて1つのみ最も配点の高い点を加算することとし、【A】【B】の合計最大3点の加点とする。						

# 評価項目(評価基準と加算点)4/7

評価の 視点	評価項目		加算点(点)					
	評価内容	評価基準	施工能力評価型		技術提案評価型			
			II型	I型	S型	S型 (WTO)	A型	
(2) 配置予定技術者の施工能力 (ただし、専任指導者を配置する場合には専任指導者の能力で評価する。※試行工事のみ) (複数の候補技術者の実績が提出された場合は能力評価の最低の者を評価する。)								
⑩同種工事の施工経験(地理的条件含む)と立場								
過去15ヶ年に元請として完成した同種工事の施工経験			より同種性が高い施工実績(S)		5	4	2点×3件 =6	6
			同種性が認められる施工実績(A)		3	2	1点×3件 =3	3
			同種性が認められる施工実績(B)		0	0	0点×3件 =0	0
上記、施工経験の工事における立場			主任(監理)技術者又は現場代理人		2		1点×3件 =3	2
			担当技術者		0		0点×3件 =0	0
			※施工経験とした工事の工期内に複数の役職に従事している場合は、評価の低い方で評価する。また、技術者の従事すべき期間の途中から従事する場合及び途中から離任する場合は評価しない。					
上記、施工経験の工事における地域精通度			上記、施工経験の工事が〇〇内の場合		1			



# 評価項目(評価基準と加算点)5/7

評価の視点	評価項目	評価基準	加算点(点)							
			施工能力評価型		技術提案評価型					
			II型	I型	S型	S型(WTO)	A型			
	⑪工事成績									
	北陸地方整備局発注工事(港湾空港関係事務に関するものを除く。)における6カ年度の〇〇工事の工事成績評定点 なお、評価の対象とする工事は、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム」(以下:CORINSという。)に従事技術者として登録された工事のうち、従事期間が「工期から工事着手するまでの準備期間(30日)と後片付け期間(20日)及び工事の全部中止等で技術者の配置が不要となった期間を除いた期間」以上となる工事を対象とする。(JV時及び単体時の工事成績を評価の対象とする。)	80点以上 79点以上80点未満 78点以上79点未満 77点以上78点未満 76点以上77点未満 74点以上76点未満 72点以上74点未満 70点以上72点未満 70点未満又は北陸地方整備局の成績なし	8 7 6 5 4 3 2 1 0		6 5 4					
	同種工事の施工経験と立場とした工事のうち、国土交通省(港湾空港関係事務に関するものを除く)所掌の工事(旧地方建設局及び旧北海道開発局の所掌工事を含む)又は、沖縄総合事務局開発建設部の所掌の工事における工事成績評定点。 なお、評価の対象とする工事は、財団法人日本建設総合センターの「工事実績情報システム」に従事技術者として登録された工事のうち、従事期間が「工期から工事着手するまでの準備期間(30日)と後片付け期間(20日)及び工事の全部中止等で技術者の配置が不要となった期間を除いた期間」以上となる工事を対象とする。 (A型の企業の成績は2カ年度、技術者の成績は4カ年度の平均成績)	78点以上 74点以上78点未満 74点未満又は左記発注機関以外の成績又は成績なし				2点×3件=6 1点×3件=3 0点×3件=0	8 4 0			
	⑫優良工事技術者表彰及び優良工事表彰の従事技術者									
	北陸地方整備局発注工事(港湾空港関係事務に関するものを除く。)における4カ年度(表彰年度)の優良工事技術者表彰の監理技術者又は主任技術者の有無。 および2カ年度(表彰年度)の優良工事表彰の監理技術者または主任技術者の有無。	局長表彰有り 事務所長表彰有り ※局長表彰と事務所長表彰を重複受賞した場合は、局長表彰の3点のみとする。	3 1							
	⑬継続教育(CPD及びCPDS)の取得状況									
	過去1カ年度の継続教育において取得した単位を登録認定団体毎の年間推奨単位で除した単位取得値の合計が1.0以上となる場合に評価する。	過去1カ年度中に単位取得値1.0以上有り	1							

# 評価項目(評価基準と加算点)6/7

評価の 視点	評価項目		評価基準	加算点(点)				
	評価内容			施工能力評価型		技術提案評価型		
				II型	I型	S型	S型 (WTO)	A型
(3) 施工体制評価(※ただし、技術提案評価型A型は必要に応じて適用)								
⑭品質確保の実行性								
			工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合					15
		品質確保に対する懸念について、ヒアリング、資料により、その実効性を評価する。	工事の品質確保のための施工体制のほか、適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合					5
			その他					0
⑮施工体制評価								
			工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合					15
			工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合					5
			その他					0
施工体制確認の書類提出日数と入札無効 施工体制確認書類の提出期限から3日とする。 とともに、追加資料提出の意思のないものは「入札無効」とする。								

# 評価項目(評価基準と加算点)7/7

評価の 視点	評価項目		評価基準	加算点(点)					
	評価内容			施工能力評価型		技術提案評価型			
				II型	I型	S型	S型 (WTO)	A型	
(4) 施工計画あるいは技術提案									
	施工能力評価型 (施工計画)	(I型)		記載された施工計画が当該工事の現場条件(地形、地質、環境、地域特性等)や目的物の設計条件が整理され、それに対応した施工手順や工法等が十分適切に記述されているかどうかについて評価する。評価は優良可、不可(欠格)の4段階で評価する。			10		
	技術提案評価型 (技術提案)	(S型)	WTO	標準案に示された〇〇に比べ〇〇の効果が十分期待できるかを評価する。なお、提案事項は〇事項以内とし、それぞれの評価の合計点をもって評価とする。			30		
				(A型)	標準案に示された〇〇に比べ〇〇の効果が十分期待できるかを評価する。なお、提案事項は〇事項以内とし、それぞれの評価の合計点をもってを評価とする。				60
	WTO	ヒアリング	技術提案に対する理解度	理解度に応じて、上記技術提案毎の加算点に次の係数を乗じる。	a: 技術提案の内容を十分に理解しており、技術提案の効果が最大限発揮されるために配慮すべき事項が適切である。				×1.0
					b: 技術提案の内容を理解しており、技術提案の効果が発揮されるために配慮すべき事項が適切である。				×0.5
					c: 上記以外。				×0.0

＜「施工計画あるいは技術提案」で評価する項目＞

・優良工事における下請負者表彰

北陸地方整備局(港湾空港関係事務に関することを除く)が過去2ヶ年度(表彰年度)に下請負者表彰した企業を下請負予定者として評価(加点)する。

・担当技術者への若手・女性技術者の配置

担当技術者への若手・女性技術者(男性の場合は30才以下)の配置を評価(加点)する。

・登録基幹技能者の配置

登録基幹技能者の配置を評価(1点加点)する。

# 専任指導者制度(若手技術者の育成)

競争参加資格での地域要件

地域要件が広域



配置  
予定  
技術者  
(若手)



専任  
指導者  
(ベテラン)

<専任指導者の要件>  
a) 1級土木施工管理技士  
b) 過去15年の同種工事  
c) (監理技術者の場合)  
監理技術者資格者証、  
監理技術者講習修了証

地域要件が狭域



配置  
予定  
技術者  
(若手)



専任  
指導者  
(ベテラン)

①-1 過去15年間の同種工事  
②-1 過去5年間の国土交通省  
所掌工事  
のいずれか

配置予定  
技術者の  
施工経験

①-1 過去15年間の同種工事  
②-1 過去5年間の北陸地整所掌工事  
③-1 過去5年間の県・政令市発注(1千  
万円以上)工事  
のいずれか

①-2 主任(監理)技術者、現場代理人、  
担当技術者  
②-2 主任(監理)技術者、現場代理人

上記経験  
の立場

①-2 主任(監理)技術者、現場代理人、  
担当技術者  
②-2 主任(監理)技術者、現場代理人、  
担当技術者  
③-2 主任(監理)技術者

※通常の工事では①-1のみが必須

# 「ICT活用工事成績優秀企業」の認定制度の創設 (H29. 7. 20認定)

公共工事におけるICT土工の一層の利用促進と、民間事業者の技術力の一層の向上を図るため、平成28年4月1日～平成29年3月31日に完成したICT活用土木工事の成績評定が優秀であって、他の模範となるものを工事成績優秀企業の認定とは別に、「ICT活用工事成績優秀企業」として認定。

当該認定優秀企業については、一般競争・総合評価落札方式の加算点として、企業の技術力評価のうち、「成績優秀企業認定」として、1点加算とする。(※工事成績評定優秀企業認定との重複加算はしない。)

評価項目	評価基準	施工能力評価型 加算点(点)	
		II型	I型
成績優秀企業			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・北陸地方整備局発注工事(港湾空港関係事務に関するものを除く。)における平成28年度、29年度(認定年度)の工事成績優秀企業、又は北陸地方整備局発注工事(港湾空港関係事務に関するものを除く。)における平成29年度(認定年度)のICT活用工事成績優秀企業の認定を受けている場合、評価する(なお、いずれも認定を受けている場合は重複した評価は行わない。)</li> <li>・JVの場合は、構成員のうち出資比率が20%以上の1社が有していれば評価する。</li> <li>・ただし、認定を受けた翌日から申請書の提出期限日までに、文書注意及び警告、指名停止の措置を受けた場合は加算しない。</li> </ul>	工事成績優秀企業の認定あり	1	1
	ICT活用工事成績優秀企業の認定あり		
	※ 重複評価はしない。		

## ○認定優秀企業に対する措置の適用期間

認定優秀企業の認定有効期間は、認定した後の1年間(平成29年8月1日～平成30年7月31日)とする。

## ○認定優秀企業の資格失効

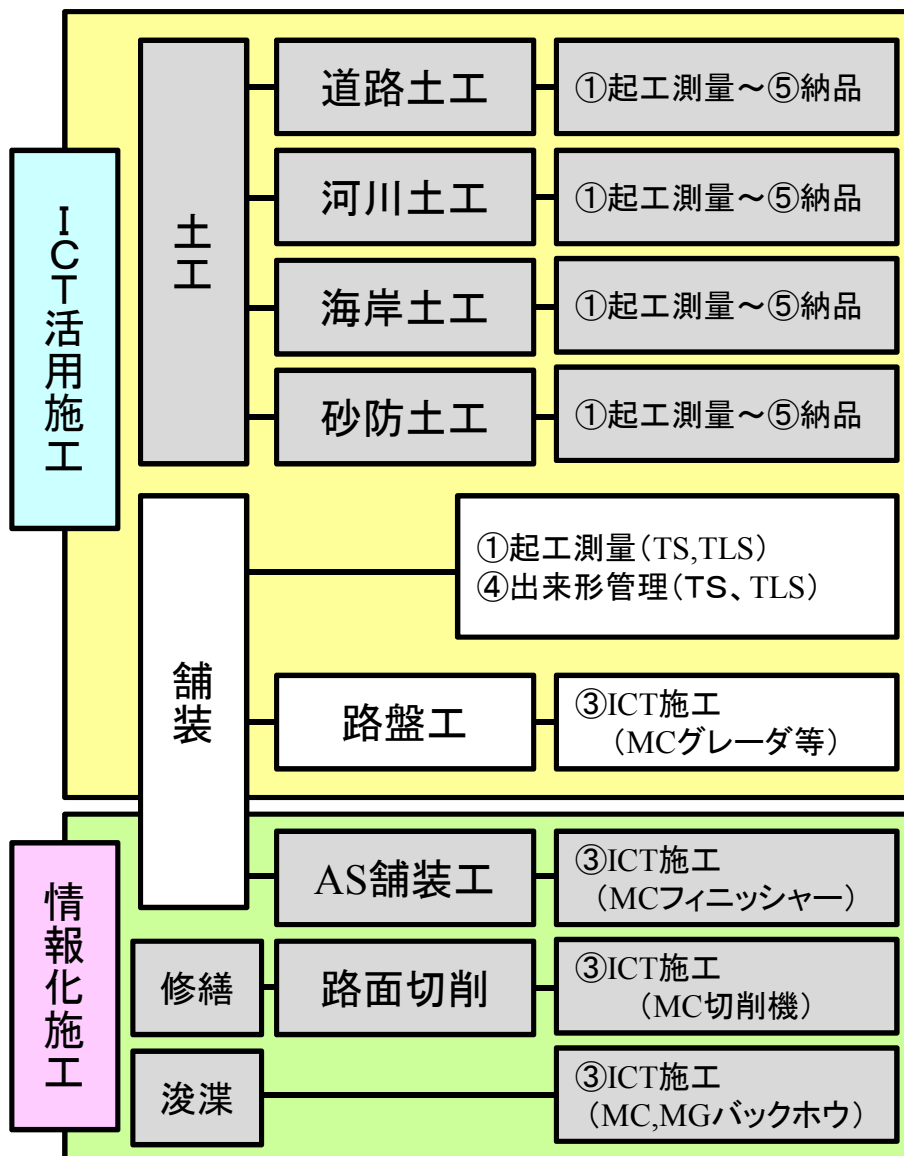
適用期間内に、以下の要件に該当する事案が発生した場合には、それ以降、ICT活用工事成績優秀企業としての資格を失効するものとする。

### 【資格失効の要件】

- ・北陸地方整備局等発注工事の工事成績評定で65点未満となった場合
- ・北陸地方整備局等発注工事において、文書注意もしくは指名停止の措置を受けた場合
- ・その他、法令遵守違反等不適切な行為により無効とするべきと判断した場合

# ICT活用施工と情報化施工の区分について(H29.8より適用)

情報化施工技術については、技術の成熟度に応じて、普及促進に向けた情報化施工を実施することとする。ICT活用施工と情報化施工の区分は以下のとおり。



ICT施工技術の活用(ICT活用工事)を対象。

※以下のすべての段階で活用した場合に評価。

- ①3次元起工測量
- ②3次元設計データ作成
- ③ICT建設機械による施工
- ④3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤3次元データの納品

左記のMCフィニッシャーとMC切削機は確認段階技術であるため、情報化施工技術の活用を評価項目として設定しない。

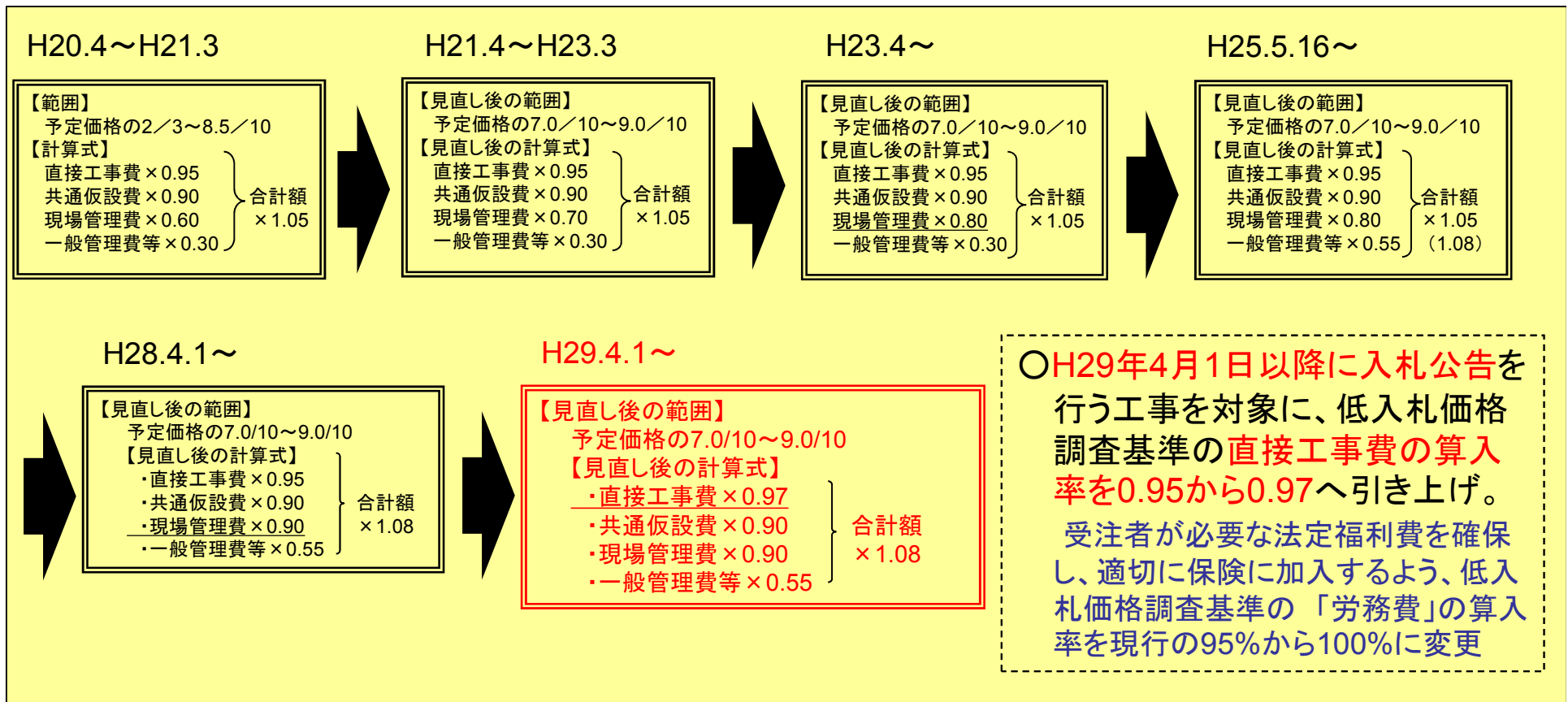
『情報化施工技術の活用』を行う場合、評価対象。  
(施工能力評価(I、II)型)

# 低入札調査基準価格の見直し経過

## 低入札価格調査基準価格：

調査基準価格とは、予算決算及び会計令第85条において、「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準」として、この価格を下回った場合には調査を行うこととしている価格のこと

## 低入札調査基準価格の見直し経過





# 施工体制確認型における審査の考え方

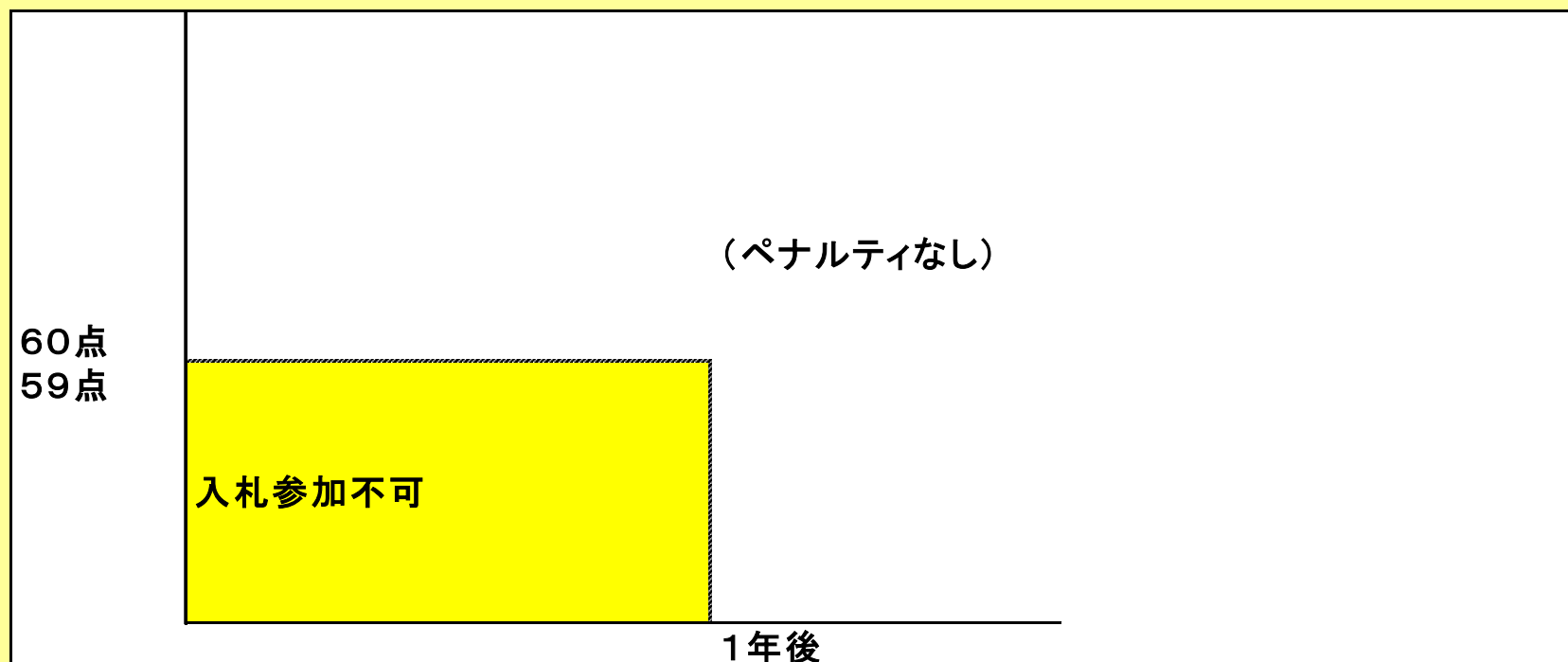
価格帯	評価の手法	審査の程度
<p>低入札調査基準価格以上の入札</p> <p>予定価格の <b>低入札調査基準価格</b> 70%~90%</p>	<p>30点をベースとしヒアリングの結果によつては減点</p>	<p>一般的な審査</p>
<p>低入札調査基準価格未満による低入札</p> <p><b>特別重点調査対象価格</b></p>	<p>0点をベースとしヒアリングの結果によつて加算(満点は30点)</p>	<p>重点的な審査</p>
<p>・直接工事費の75% ・共通仮設費の70% ・現場管理費の70% ・一般管理費等の30% で得た価格未満による低入札</p>	<p>0点をベースとしヒアリングの結果によつて加算(満点は30点)</p>	<p>特に重点的な審査</p>



## 公共工事等の品質確保の促進

### ・低入札工事の実績に基づく競争からの排除

低入札工事の工事成績が60点未満の者には、成績評定通知後1年間、全ての工事の入札参加を認めない。



## 適正な施工確保の徹底①

### (1) 重点調査の実施

全ての低価格入札工事で重点調査を実施(継続)

### (2) 立入調査の実施(建設業法第31条)

①北陸地方整備局の発注工事

②管内自治体の発注工事

③知事許可業者の工事の対応(自治体との連携)

### (3) 工事コスト調査の内訳等の公表

北陸地方整備局ホームページで公表

## 適正な施工確保の徹底②

### (4) 発注者の監督・検査等の強化

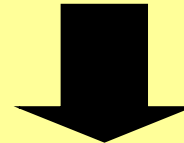
低入札価格調査対象工事となった場合

- ①「施工体制に関する点検の徹底」を図る
- ②①の結果を建設業法許可行政庁へ通知



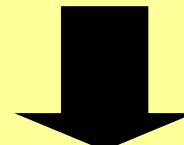
### (専任の技術者の配置)

- ・主任技術者又は監理技術者と同一の資格を満たす技術者を専任で1名現場に配置(専任の配置が義務付けられている工事)



### (1億円以上の工事)

- ・現場にモニターカメラを設置
- ・不可視部分の出来形のビデオ撮影



### (WTO対象工事)

- ・施工管理の状況を発注者が常時監視